

訴 状

2021（令和3）年7月21日

福岡地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人弁護士	江	上	武	幸
同	毛	利		倫
同	青	木	歳	男
同	田	上	普	一
同	佐	藤	潤	一
同	鍋	島	典	子

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

不当利得返還・損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金3051万1114円

貼用印紙額 金11万3000円

予納郵券額 電子納付希望

第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金3051万1114円及びこれに対する令和2年12月1日から支払済みまで年3分の割合による損害金を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び第1項につき仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、平成25年4月1日から令和2年11月30日まで、住所地において、西日本新聞エリアセンター「AC佐々・AC臼の浦」（以下、「本件販売店」という。）を運営してきた者である。なお、「AC」は「エリア・センター」の略である。
- (2) 被告は、福岡・佐賀・長崎・大分・熊本の九州5県を販売エリアとして、日刊紙「西日本新聞」を発行する株式会社である。

2 事案の概要

本件は、西日本新聞販売店を営んでいた原告が、被告から販売店経営に真に必要な部数を超える新聞（以下「押し紙」という。）を供給され続けた結果、経営が困難となり、最終的には販売店の廃業を余儀なくされたため、被告に対し、不当利得返還、債務不履行もしくは不法行為に基づく損害賠償として、「押し紙」の仕入代金2773万7377円とその1割相当の弁護士費用277万3737円の合計3051万1114円と、これに対する本件販売店の廃業日の翌日である令和2年12月1日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。

3 前提事実

(1) 本件販売店契約の締結

原告は被告と、平成25年4月1日、AC佐々とAC臼の浦地区を配達エリアとする「西日本新聞販売取引契約」（以下「本件契約」という。）を締結した。（甲Aの1～2）

(2) 送り部数

原告は被告から、平成25年4月1日から令和2年11月30日までの間、AC佐々及びAC臼の浦の本件販売店に、別紙「押し紙一覧表」の「送り部

数」欄記載の新聞の供給を受けた。(甲A3の1～92・甲Aの4の1～92)

(3) 本訴提起前の請求

原告は被告に対し、「送り部数」から「必要部数」を控除した「押し紙」の仕入代金3013万4793円と弁護士費用300万円の合計3313万4793円の支払いを、令和3年4月27日到達の内容証明郵便で請求した。(甲Aの8の1～2)。

なお、押し紙の仕入代金3013万4793円には計算ミスがあることが判明したため、本訴状別紙「押し紙一覧表」の「損害額」欄記載の金2773万7377円に訂正し、弁護士費用の請求金額も300万円から277万3737円に変更する。

4 押し紙の禁止

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）

第19条を受けた公正取引委員会平成11年告示第9号「新聞業における特定の不公正な取引方法」（以下「平成11年告示」という。）の第3項は、新聞発行本社の販売業者に対する次の新聞供給行為を「押し紙」として禁止している。

平成11年告示第3項

3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。

一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。）

二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。

すなわち、

① 販売業者が注文した部数を超えて供給する行為（以下「注文部数超過行為」

という。)

- ② 販売業者からの減紙の申出に応じない行為(以下「減紙拒否行為」という。)
- ③ 販売業者に自己の指示する部数を注文させる行為(以下「注文部数指示行為」という。)

の3つの類型の押し紙行為が禁止されている。

(2) 新聞特殊指定の制定及び改正の経緯

ア 公正取引委員会は、新聞の販売競争の激化を危惧する新聞業界その他各方面からの新聞業における特殊指定を求める声の高まりを受けて、昭和30年12月29日、独禁法の一般指定とは別に、「新聞業における特定な不公正な取引方法(新聞特殊指定)」(昭和30年公正取引委員会告示第3号・以下「昭和30年告示」という。)を制定し、第4項で新聞発行業者の新聞業者に対するいわゆる押し紙を次のとおり禁止した。

「 4 新聞の発行を業とする者が、その販売を業とする者に対し、その注文部数を超えて、新聞を供給すること」

イ 昭和37年5月制定の景品表示法の制定で、昭和30年告示の内、景品類の提供に関する部分が同法による規制に切り替えられることになったため、昭和39年10月9日、公正取引委員会告示第14号(以下「昭和39年告示」という。)による改訂が為され、上記第4項の規定はそのまま第2項に移行した。

ウ 平成9年12月、北國新聞社が自己との取引の目標部数を販売業者に提示することにより、ほぼ目標部数どおり取引するという方法で「押し紙」を行っていることが発覚し、公正取引委員会が排除勧告(平成10年2月審決)をおこなった事件をきっかけとして、公正取引委員会は「押し紙」禁止規定を全面的に見直すこととし、平成11年7月21日公正取引委員会告示第9号で、前記のとおり第3項で3類型の押し紙行為を明記し押し紙禁止規定の内容を明確化した。

5 平成11年告示の第3項「押し紙禁止規定」の趣旨・目的、内容ならびに「注文部数」の解釈について

(1) 趣旨・目的

新聞業界における発行業者の販売業者に対する「不公正な取引方法」として指定された「押し紙」は、独占禁止法第2条第9項第5号の「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」(優越的地位の濫用禁止)を根拠として設けられたものである。

新聞業界においては、企業規模の格差・取引依存度・取引先変更可能性などから、新聞発行業者と販売業者との関係は、発行業者が圧倒的に優越的地位にあることから、発行業者がこれを不当に利用して、自己の販売部数の増大を図るために販売業者に対して販売店経営に必要な新聞を供給する行為(いわゆる「押し紙行為」)が行われてきた。

公正取引委員会は、昭和30年告示で一般指定とは別に新聞特殊指定を定め、第4項で新聞業界における悪しき慣行である「押し紙」を優越的地位の濫用に基づく不公正な取引方法に指定し、販売業者の保護を図ることとし、その押し紙禁止規定は昭和39年告示では第2項に、平成11年告示では全面改正のうえ、第3項に引き継がれ現在に至っている。

(2) 内容

ア 第3項一号本文

昭和30年告示・昭和39年告示と同様に、発行業者が販売業者に対し「注文部数」を超えて新聞を供給する行為を禁止した(以下「注文部数超過行為」という)。なお、注文部数とは販売業者が発行本社に注文する部数ではなく、販売業者がその経営上真に必要であるとして、実際に販売している部数にいわゆる予備紙、予備紙等を加えた部数のことである。

イ 第3項一号括弧書

第一号本文の「注文部数」を超えて新聞を供給する行為の中には、このよ

うな減紙の申出に応じない行為も含まれることを括弧書きに付加して明記した（以下「減紙拒否行為」という）。

ウ 第3項二号（注文部数指示行為）

平成9年12月の北國新聞事件で見られたように発行業者が販売業者にあらかじめ仕入部数を指示してその部数を供給する行為が、昭和39年告示の第2項の規定では、禁止の対象とされる行為であることがかならずしも明確でないとの新聞業界から意見を踏まえ、公正取引委員会は発行業者が自社の販売政策等に基づいて販売業者に自己と取引すべき部数をあらかじめ指示し、その部数を注文させたうえで当該部数を販売業者に供給することも規制の対象であることを明確化した（以下「注文部数指示行為」という）。

（3）「注文部数」の解釈

ア 「注文部数」とは、新聞販売業者が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数のことである（甲Bの4の1、勧告書の主文一項参照）。

* なお、過去の押し紙裁判において、新聞社側は「注文部数」の解釈について、販売店が新聞社に文字通り「注文する部数」を意味しており、新聞社は販売店契約の新聞供給義務に基づき販売店が注文した部数を供給しているにすぎず、独禁法が禁止する「注文部数」越える部数の供給行為（押し紙行為）はしていないとの主張を行ってきていることから、本件でも被告がそのような主張を行うことが予想される。そのため、審理の初期の段階で新聞特殊指定の「注文部数」の定義をあらかじめ確認しておくことは極めて重要である。

イ 公正取引委員会は、昭和39年6月以降、社団法人日本新聞協会新聞公正取引協議委員会が新聞販売店の意向を参酌して定めた「注文部数」の解釈基準をもって、新聞業特殊指定の「注文部数」の解釈運用に当り参考とすることを公に示した（甲Bの3の3参照）。

そこで示された「注文部数」の解釈基準は、下記のとおりである。

- 「1 「注文部数」とは、新聞販売業者が新聞社に注文する部数であって新聞購読部数（有代）に地区新聞公正取引協議会で定めた予備紙等（有代）を加えたものをいう。
- 2 新聞社は、新聞販売業者に対し、その「注文部数」を超えて新聞を供給してはならない。
- 3 新聞販売業者は、新聞社に対し、「注文部数」を超えて注文してはならない。

（注）

- （1）新聞購読部数（有代）とは、戸別配達部数、郵送部数及び即売部数をいう。
- （2）予備紙等（有代）とは、予備紙のほか月末予約紙、月初おどり紙をいう。
- （3）（略）」

6 「4・10増減」の実施

- （1）被告は原告ら販売店に対する押し紙行為のひとつとして、本件で特徴的なものとして、4月と10月に他の月よりABC部数を増加させる「4・10増減」と呼ばれる販売方法をとっている。

紙面広告や折込広告を発注する広告主は、毎年4月と10月のABC協会が発表するABC部数（新聞社の新聞発行部数）を紙面広告や折込広告の発注部数を決定する指標として用いており、ABC部数は、広告媒体価値を決める上で、重要な役割を持つものとして知られている。そのため、発行本社としては、4月及び10月時点の発行部数が多いほど、広告料収入が増えることになり、その反射的効果として、販売店の折込収入が増えることとなる。

そこで、被告は、原告に対する供給部数を4月と10月に外の月より増やす方策をとっている（以下「4・10増減」という。）。

(2) 例えば、本件の訴状別紙押し紙一覧表の平成25年10月の送り部数は前月の9月より149部多くなっており、翌月の11月には元通り部数に戻っていることがわかる。

平成26年4月の送り部数は前月の3月より200部多くなっているが、翌月の5月には元通りの部数に戻っている。

以後も同じように、毎年4月と10月の送り部数は前月より200部程度多くなっているが、翌月には元通りの部数に戻っており、意図的にABC部数が人為的に操作されていたことは明白である。

(3) 「4・10増減」の月を含む毎月の注文部数の指示は、被告担当者の指示によりおこなわれていた。

被告担当者は、毎月一回、原告の販売店を訪問するが、3月及び9月の訪問の際に、「来月は4月（又は10月）なので、200部でお願いします。」と原告に対し4月と10月の注文部数の増加部数を指示し、原告は他の月も同様であるが、担当の指示通りに注文部数を注文表に記入し被告にFAX送信していた。

(4) このように「4・10増減」は、販売店のABC部数を嵩上げすることで年間を通じて紙面広告や、販売店の折込広告収入が減らないようにするための人為的工作であり、後述するように原告に対する押し紙行為であるばかりか、折込広告主や紙面広告主に対する明らかな詐欺行為となるものである。

(注) 被告に限らず新聞各社は、急速にすすむ新聞離れやリーマンショック以降の経済不況に今次の新型コロナショックが加わったこともあり、発行部数の急激な減少だけでなく系列の販売店の廃業や紙面広告収入の減少による発行本社自体の経営難が伝えられている。(甲Bの10の1～2参照)

原告代理人らが知る限り、新聞社自らが積極的に押し紙の解消に乗り出し解決した事例としては、熊本県の「熊本日々新聞」の例がある(甲Bの9参照)。熊本日々新聞でやれたことが、被告に出来ないことはない。被告が社の経営方針として押し紙の解消に向

けて動き出すことを望んでいる。

7 被告の原告に対する押し紙行為

(1) 注文部数超過行為

原告が本件販売店の経営に真に必要なとする注文部数は、別紙「押し紙一覧表」の実配数（戸別配達部数にコンビニの即売部数を足した部数）に予備紙等を加えた部数で足りる（甲Aの5の1～92、甲A6）。

予備紙は、雨濡れや破損、配達漏れに備えた予備の新聞のことである、予備紙等とは、予備紙に月末予約紙、月初おどり紙を含めた新聞のことである。

本件販売店においては、毎月、実配数とその2%程度の予備紙等があれば経営に真に必要なとする部数は十分可能であった。

ちなみに、新聞公正取引協議会のモデル運営細則は、予備紙は新聞購読部数の2%を超えない範囲と定めている。（甲Bの3の4、第14条参照）

しかるに、被告は毎月、原告の販売店経営に必要な部数を大幅に超える新聞を供給し続けただけでなく、毎年4月と10月には前月より約200部も多い部数の新聞を供給している（「注文部数超過行為」）。

(2) 減紙拒否行為

原告は被告に対し担当を通じて常に押し紙を減らすよう求め続けたが、被告は減紙の申出には応じなかった（減紙拒否行為）。

原告ら販売店には「自由増減の権利」が認められているはずであるが、被告はこれを認めず、別紙「押し紙一覧表」の送り部数は被告が経営状況に応じて決定した部数であり、原告には「注文部数」を自由に決定できる権利はそもそも認められていなかった。

(3) 注文部数指示行為

被告は原告に対し減紙の申出には応じないばかりか、毎月、担当を通じて自己の指示する部数を注文させ、加えて、毎年4月と10月には前月より約20

0部も多い部数の注文を指示した（注文部数指示行為）。

（４）被告が減紙に応じた唯一の例外について

別紙「押し紙一覧表」の平成29年9月の送り部数は946部であり、前月の送り部数1116部より170部少ない。原告は、ずっと前から押し紙の仕入代金の支払いのために経営が圧迫されているため、経営に必要なない新聞（押し紙）の減紙を担当を通じて被告に要請し続けていたが、この年の10月の「消費税」の支払いの目処が完全にたたなくなったため、10月に消費税を支払ったら、9月分の新聞仕入代金の支払いが出来なくなることを担当に説明して減紙を申し出た。その結果、被告は9月の送り部数を170部減紙した。被告が原告の減紙の申出を受け付けたのは、これが最初で最後である。

翌10月は「4・10増減」の月であることから、被告は170部の減紙を元にもどすと共に、更に200部を追加した1316部の新聞を供給している。このエピソードからも、原告は被告から経営に必要な部数を自由に注文する権利を全く認められていなかった事が明白である。

注： 被告の平成29年9月分の請求書に記載された9月の送り部数は、AC佐々が751部（甲A3の54）・AC白の浦が165部（甲A4の54）の合計部数916部と記載されているが、実際の送り部数はこれより30部多い946部である。

30部の誤差が生じたのは、AC佐々の9月の送り部数について、9月7日の送り部数をデーター入力すべきところ6日の送り部数が誤って入力されているためである。

つまり、AC佐々の9月7日の送り部数は、本店朝刊が487部、支店朝刊が294部の計781部であるが（甲A3の55、「前月部数明細表 7日の本店朝刊487部」参照）、6日のAC佐々の本店朝刊送り部数457部を入力したため、30部の誤差が生じている（甲Aの3の55、「前月部数明細表 6日の本店朝刊457部」参照）。

8 被告の責任

(1) 公序良俗違反

被告の本件押し紙は「公序良俗」に反し無効である。

ア 強行法規違反である。

被告の本件押し紙行為は、発行本社の優越的地位を濫用した販売業者の保護を目的とした独禁法公正取引委員会平成11年告示「新聞業における特定の不公正な取引方法」第3項の三つの類型のすべての押し紙禁止規定に違反する強行法規違反である。

イ 紙面広告・折込広告料の詐欺である。

被告はABC部数の公表月である毎年4月と10月の送り部数を他の月より約200部も増やし、広告主の広告媒体価値の判断の基礎データであるABC部数の信用を毀損し、ひいては、過大な紙面広告・折込広告収入を詐取して広告主に損害を与える詐欺罪に該当する犯罪行為をおかしている。

ウ 動機が不法・不当である。

発行本社の収入は、販売業者の仕入代金と紙面広告収入から成り立っている。被告は自社の利益を図るため、原告に経営に真に必要なない新聞の仕入代金を支払わせるだけでなく、4月と10月にはABC部数の偽装工作のために、通常よりさらに約200部も多い部数を供給し、原告の負担を一層大きくするだけでなく、ABC部数の虚偽申告により紙面広告主から過大な紙面広告収入を得るなど、第三者の利益を犠牲に供して自社の利益を図っているもので動機が著しく不法・不当である。

エ 販売業者の経営権の侵害である。

販売業者は独立した自営業者であり、自己の販売店経営に必要な部数を自由に決定し注文する権利を有している。しかし、被告は自社の利益を優先させ、原告ら販売店経営者に注文部数を自由に決定する権利を認めず、自己の指示する部数を注文させ、販売業者の注文部数の自由増減の権利（経営権）を侵害している。

オ 暴利行為である。

被告は平成25年4月から令和2年11月までの間に原告から総額2773万7377円におよぶ押し紙の仕入れ代金を違法・不当に利得しており暴利行為である。

カ 資源と経費の浪費・環境破壊の要因である。

「押し紙」は余分な折込広告と一緒に配達されずに古紙回収業者によって廃棄されており。原料のパルプ用材の伐採による熱帯雨林の破壊や、印刷費・運搬費・処分費等のその他の経費の膨大な無駄遣いであり、極めて反社会性が強い行為である。

以上の事実を総合判断すれば、被告の原告に対する本件押し紙は公序良俗に反して無効である。

(2) 債務不履行責任（法令遵守義務違反）

ア 本件販売店契約書の第10条は、原告に対し「特定商取引に関する法律その他新聞の公正販売に関する諸法規が定める事項を遵守」しなければならないと定めている。

特定商取引法は販売業者がセールス等を使って新聞の購読勧誘を行う際に、消費者保護のために販売業者が守るべきルールを定めた法律である。

「その他公正販売に関する諸法規」とは、平成11年告示第2項の販売業者による「値引き販売の禁止」等の諸法規をさしている。

このように、被告は原告ら販売業者が遵守すべき関係法令を列記し、販売業者がこれらの法令に違反した場合は原告に対し契約上の債務不履行責任を負うことを明記している。

これに対し、被告は原告ら販売業者に対する発行本社の関係法規の遵守義務は何ら規定していない。これは、被告が販売業者に対し関連法規の遵守義務を負わないことを意味するのではなく、被告ら発行本社を名宛人とする関連法規については契約書に明記するまでもなく、被告が法令遵守義務を履行

することは当然の前提としているからである。

契約書上、発行本社を名宛人とする新聞発行本社の販売業者に対する法令遵守義務が明記されていないからと言って、被告の原告ら販売店に対する法令遵守義務が免除されている訳ではない。被告が原告に対し遵守すべき関連法規に違反した場合、契約書第10条の規定の当然解釈の結果、被告は原告に対し法令遵守の債務不履行責任を負う。

本件において、被告は原告に対し平成11年告示第9号の第3項の「押し紙」禁止規定の法令遵守義務に違反する債務不履行責任を免れない。

イ 具体的債務の内容

① 販売店一般に対する義務

- ・ 新聞発行本社として、販売業者らに対し、新聞特殊指定の押し紙をしてはならない独禁法の法令遵守義務
- ・ 北國新聞事件に関して、公正取引委員会が平成9年12月22日で社団法人日本新聞協会宛てに要請した「新聞業におけるいわゆる押し紙の是正について（要請）」（甲Bの4の2）に基づく販売業者との取引部数の決定方法等についての自己点検義務と取引改善義務
- ・ 独禁法押し紙禁止規定等の被告の新聞発行業者としての関係法令遵守と販売店や消費者保護のためのコンプライアンス委員会等を設置する義務

② 原告に対する具体的義務

- ・ 原告の減紙の申出（減紙の願いを含む）に対する誠実な対応と減紙に応じる義務

ウ 結論

被告は、販売店に対する一般的義務並びに具体的義務の履行を怠るだけでなく、北國事件発生と平成11年告示第19号第3項の制定以降も、「4・10増減」の販売政策にみられるように、原告に対し公然と独禁法違反の押し

紙行為を行っている。被告には、原告ら販売店に対する独禁法上の押し紙禁止規定の遵守義務を履行する意思をそもそも有していないと判断せざるを得ない。

よって、被告は原告に対し債務不履行責任がある。

(3) 不法行為責任

独禁法新聞特殊指定平成11年告示第9号の第3項は、発行本社が販売業者に対し販売店経営に必要な新聞を供給し、販売店の利益を害する押し紙行為を、新聞業における典型的な優越的地位の濫用に基づく「不公正な取引方法」として禁止する強行規定である。

このように、新聞業界における販売店保護を目的とした押し紙禁止規定を、自社の利益を優先するために公然と無視し違反する被告の行為は、独禁法違反にとどまらず民法上の不法行為に該当する。

9 本件請求金額

(1) 不当利得返還請求

原告は被告に対し、別紙「押し紙」一覧表記載の経営に必要な部数の新聞を供給され、損害額欄記載の金2773万7377円（（押し紙部数×仕入単価（甲A7））を支払った。これは、公序良俗に反する「押し紙」の仕入れ代金であり支払いは無効である。

よって、原告は被告に対し金2773万7377円の不当利得返還請求権を有する。

(2) 債務不履行に基づく損害賠償請求

被告が平成11年告示第3項の原告ら販売店に対する「押し紙」禁止規定を遵守し、契約上の原告に対する法令遵守義務等の債務を履行しておれば、原告は2773万7377円の押し紙仕入れ代金を支払う必要はなかった。

よって、原告は被告に対し2773万7377円の債務不履行に基づく損害

賠償請求権を有する。

(3) 不法行為に基づく損害賠償請求金額

被告の本件押し紙行為は独禁法新聞特殊指定平成11年告示第3項の三類型のすべての「押し紙」に該当し、新聞業界における取引契約上の弱者である販売業者保護を目的とする優越的地位濫用規制の強行法規違反であり民法上は原告に対する不法行為である。

よって、原告は被告に対し2773万7377円の不法行為に基づく損害賠償請求権を有する。

(4) 本件各請求権は選択的併合である。

10 結論

原告は被告に対し、不当利得返還請求金又は債務不履行若しくは不法行為に基づく損害賠償として「押し紙」仕入れ代金相当額2773万7377円と弁護士費用相当額277万3737円の合計3051万1114円の支払いと本件販売店を廃業した翌日の令和2年12月1日から支払い済みまで年3分の遅延損害金の支払いを求めて本訴におよぶ。

(証拠方法)

別紙証拠説明書記載の通り

(添付書類)

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 資格証明書 | 1通 |
| 2 | 甲号証正副 | 各1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1通 |

別紙

当 事 者 目 録

〒 8 5 7 - 0 3 1 1

長崎県■■■

原 告 下 條 松 治 郎

〒 8 3 0 - 0 0 2 2

福岡県久留米市城南町 2 2 番 9 号 法務会館ビル 4 階 C

江上武幸法律事務所 (送達場所)

電 話 0 9 4 2 - 3 0 - 3 2 7 5

ファクス 0 9 4 2 - 3 0 - 3 2 7 6

原告訴訟代理人弁護士 江 上 武 幸

〒 8 1 0 - 0 0 7 3

福岡市中央区舞鶴 2 - 3 - 6 赤坂プライムビル 3 階

福岡第一法律事務所

電 話 0 9 2 - 7 2 1 - 1 2 1 1

ファクス 0 9 2 - 7 4 1 - 6 6 3 8

同訴訟代理人弁護士 毛 利 倫

〒 8 3 4 - 0 0 3 1

福岡県八女市本町 3 8 1 - 5 2

八女法律事務所

電 話 0 9 4 3 - 2 4 - 9 7 6 9

ファクス 0 9 4 3 - 2 4 - 9 7 7 0

同訴訟代理人弁護士 青 木 歳 男

〒 8 3 2 - 0 8 2 2

福岡県柳川市三橋町下百町 2 0 4 - 1 荻島第 5 ビル 2 0 2

弁護士法人しらぬひ 柳川事務所

電 話 0 9 4 4 - 7 4 - 5 5 3 3

ファクス 0 9 4 4 - 7 4 - 5 5 9 9

同訴訟代理人弁護士 田 上 普 一

〒 8 4 0 - 0 8 2 5

佐賀県佐賀市中央本町 1 - 1 0 ニュー寺元ビル 5 階

山口・佐藤法律事務所

電 話 0 9 5 2 - 3 7 - 6 6 4 4

ファクス 0 9 5 2 - 3 7 - 6 6 4 3

同訴訟代理人弁護士 佐 藤 潤 一

〒 8 3 0 - 0 0 3 2

福岡県久留米市東町 1 - 2 0 大和ビル 2 階

久留米第一法律事務所

電 話 0 9 4 2 - 3 8 - 8 0 5 0

ファクス 0 9 4 2 - 3 8 - 0 8 5 0

同訴訟代理人弁護士 鍋 島 典 子

〒 8 1 0 - 0 0 0 1

福岡市中央区天神一丁目 4 番 1 号

被 告 株式会社西日本新聞社

代表者代表取締役 柴 田 建 哉